

「職長・安全衛生責任者教育」開催のご案内

労働安全衛生法第60条の規定に基づき、事業者は、新たに職長に就任する者・その他作業を直接指導又は監督する生産現場監督者（法定の作業主任者を除く）に対し、安全・衛生の教育を実施することが義務付けられています。

また、建設業においては「安全衛生責任者に対する安全衛生教育」についても平成12年3月28日付け基発第179号通達により規定されました。

そこで、当協会では協会会員事業主に代わって厚生労働省令（安衛則）で定める教育規程に基づき、下記により「職長・安全衛生責任者教育」を開催することといたしましたので、貴事業場の該当者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

記

開催日	会場	日程	定員	受講料	申込期日
令和7年3月 13日(木) 14日(金)	和同新産センタービル 長岡市 新産2-1-4	3/13(木) 〈職長〉 9:00~17:00 3/14(金) 〈職長〉 9:00~15:00 〈安責〉 15:00~17:00	36名 (最少開催人員 11名)	職長+安責： 会 員 17,000円 非会員 19,500円 職長のみ： 会 員 15,000円 非会員 17,500円 安責のみ： 共 通 4,000円	2/27迄 ※定員満になり次第に締切り

※ 以降、安全衛生責任者を**安責**と表記致します。

※ 新潟県内の他労働基準協会会員の事業場も**会員扱い**となります。

※ 受講料は**税込み**となります。

1. 申込方法 下記受講申込書に必要事項を記入の上、郵送又はFAXでお申込み下さい。

※申込書提出・お振込み前に、必ず電話にて定員状況を事前確認願います。

〈申込先〉 〒940-0029 長岡市東蔵王 2-6-26 吉沢ビル右棟3階 長岡労働基準協会

(TEL: 0258-86-4110 FAX: 0258-86-4111)

〈振込先〉 第四北越銀行 神田中央支店 普通 0155924 長岡労働基準協会 (振込明細を添付)

2. その他

(1) 講習修了者には修了証を交付いたします。

(2) 振込手数料は振込人様ご負担でお願いします。

(3) 受講者様の御都合により受講できなかった場合は、納付された受講料は、原則としてお返し出来ません。
なお、受講者変更(無料)及び次回以降にシフト(1回のみ、手数料1,000円)は可能です。

(4) 当協会公式H.P(<https://www.ngk-roukikyo.net>)にて本案内(PDF形式)をダウンロードできます。

職長・安全衛生責任者教育 受講申込書

《受講区分の欄》 ① 職長教育と安責教育いずれも受講

② 職長教育のみ受講 ③ 安責教育のみ受講

【受講日：令和7年3月13日(木)・14日(金)】

(↓どちらかに○)

事業場名		業種		会員		非会員	
〒		TEL					
		FAX					
受講番号	受講区分	氏名	生年月日	受講番号	受講区分	氏名	生年月日
※			S.H	※			S.H
※			S.H	※			S.H

注：※印欄(受講番号)は記入しないで下さい。

申込日 令和7年 月 日

申込担当者 部署・氏名